

■題字は岸信介元総理



●憲法を改めて時代を刷新しよう！

第21回

自主憲法制定国民大会報告号

自主憲法制定国民会議・自主憲法期成議員同盟

政治改革のための 改憲案を提言する

●「ソ連・東欧でさえ、憲法を改正して、時代に即応しようというときに、わが国だけが、占領軍から与えられ、時代に合わなくなつた憲法を改正する意欲もなくて、はたしてよいものであろうか。（略）今回の改正案は、沢山ある問題点の中から、外国の例なども参考にしつつ、政治倫理に関する規定三か条と、国会に両院合同会議を置く規定一か条の計四か条の新設を提唱したものである」（本書の『まえがき』より）

●「ソ連・東欧でさえ、憲法を改正して、時代に即応しようというときに、わが国だけが、占領軍から与えられ、時代に合わなくなつた憲法を改正する意欲もなくて、はたしてよいものであろうか。（略）今回の改正案は、沢山ある問題点の中から、外国の例なども参考にしつつ、政治倫理に関する規定三か条と、国会に両院合同会議を置く規定一か条の計四か条の新設を提唱したものである」（本書の『まえがき』より）

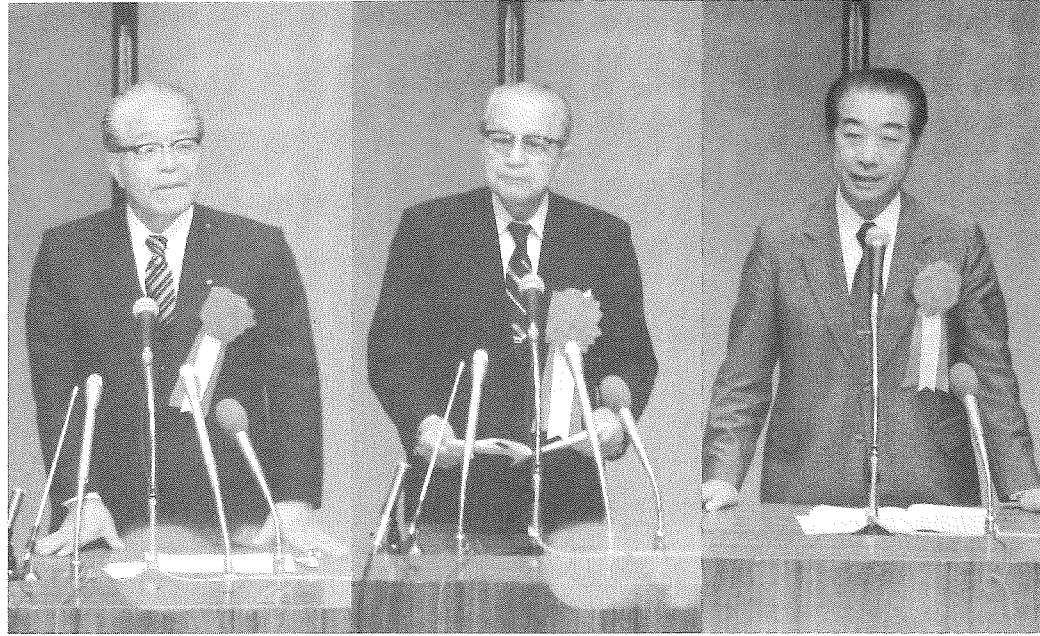
自主憲法期成議員同盟
自主憲法制定国民会議 編

●現行憲法の、どこをどう改めれば
よいか。絶好の叩き台が本書だ！

自主憲法期成議員同盟
自主憲法制定国民会議 編

¥600
円 72

御注文は 自主憲法制定国民会議事務局へ 振替東京 6-022879



▲熱弁をふるう長谷川峻自民党代表。 ▲木村睦男会長の挨拶。



▲壇上向かって左、主催者側。



▲熱気あふれる会場は、1、2階とも超満員。



▲壇上向かって右、各界からの来賓が居流れる。

大会プログラム／目次 ▶●白抜き数字は本文の頁を示す

司会 事務局長 清原 淳平

国歌斉唱

(一回) ピアノ伴奏

一、開会の辞

自主憲法制定国民会議理事長

二、会長挨拶

前衆議院議員・元厚生大臣

三、自由民主党

代表挨拶

元運輸・労働・法務大臣

推進委員長

自主憲法期成議員同盟推進委員長

四、来賓紹介、激励電報披露

衆議院議員

五、発表

(1) 選挙制度の改革

——新しい選挙制度の在り方を提唱する——

(2) 政治改革の具体案

——憲法に議員宣誓義務・議員欠格事由・

(3) 大嘗祭の象徴的意義

自主憲法制定国民会議理事長

六、大会決議

前衆議院議員・元厚生大臣

七、閉会の辞

大会運営委員、前参議院議員

八、

大会運営委員

九、

大会運営委員

衆議院議員

木村 瞳男

長谷川 峻

戸塚 進也

木村 瞳男

長谷川 峻

山本 幸彦

堀江 正夫

森下 元晴

竹花 光範

小林 節

11

●開会の辞

政治改革と

大嘗祭の意義を考える

自主憲法制定国民会議理事長

前衆議院議員・元厚生大臣

森 下 元 晴



ただ今より、第二十一回自主憲法制定国民大会を開催いたします。(盛大な拍手)

さて、今年の国民大会の特色でございますが、政治的改革についての具体案と、即位大嘗祭の意義を考える問題との、二つを柱といたしました。(拍手)

最初の政治改革問題は、近年、国民の間から政治改革・国会改革の声が高まってきたので、平成の新しい時代も本格的な幕開けとなつたことでもあり、私どもも、昨年の国民大会後、政治改革・国会改革を取り上げることを決定いたしました。そこで、学者・国会議員・民間三者合同の勉強会「自主憲法研究会」で、約十カ月にわたり研究を続け、沢山の改正点の中から、早急に憲法を改正する必要があると思われる四項目を選び出したわけでございます。

なお、政治改革といえば、選挙制度改革の問題があります。この問題は、必ずしも憲法を改正しなければ出来ない

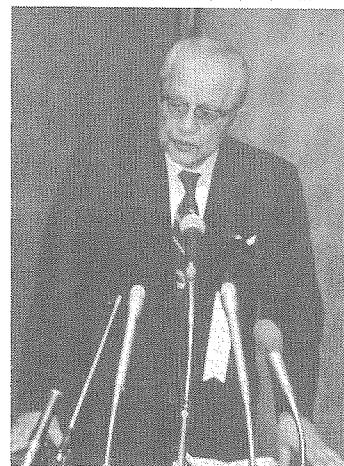
ことではありませんが、政治改革の重要な課題でありますので、あわせて取り上げることにいたしました。この二つの問題については、駒沢大学の竹花光範教授、慶應大学の小林節教授からご発表を頂くことになつております。どう

か皆さん、両先生のお話をじっくりと聞いてくださるようお願い申し上げます。(拍手) 最後に、この秋に行われる新しい天皇陛下の御即位・大嘗祭の問題ですが、特に、大嘗祭は、皇位繼承に伴うわが国古来の重要な儀式でありますので、その意義について考えたいと思います。(拍手)

今年の大会は、以上のように「政治改革」と「大嘗祭」の二つが基本テーマとなりますが、これらについての具体的なお話の前に、当団体の、木村瞳男会長のご挨拶、そして民主党代表の長谷川峻先生の貴重なご講話がございますので、ご傾聴を頂きたくお願い申し上げ、開会の言葉とさして頂きます。(盛んな拍手起立)



●会長挨拶



憲法改正こそ、世直し運動！

自主憲法期成議員同盟
自主憲法制定国民會議 会長 木 村 瞳 男
元運輸大臣・参議院議長

一、民族固有の歴史、文化、伝統を無視した憲法

本日ここに、日本国憲法施行四十三年目の記念すべき日を迎え、一言ご挨拶申し上げます。（盛大な拍手起立）

昭和二十年、昭和天皇のご英断により、わが国はポツダム宣言を受諾して、降伏をいたしましたが、その直後の混乱の中で、憲法改正に着手せざるを得なかつたのであります。それは何故か。占領軍はわが国を自由民主主義の平和国家に転換することを、重要な占領政策にしたからであります。即ち、戦前・戦

時中を通じ、軍部の勢力が強大となり、彼らによるわが国の独裁的な政治支配を容易ならしめたのは、國家統治の大権が天皇に集中している明治憲法にあり、との認識から、まず憲法を改正し、わが国を自由民主主義国家に転換することが、最も重要な占領政策と考えたからであります。

このよつたな状況のもとで、占領軍最高司令官マッカーサー元帥は政府に対し、憲法改正を指示したのであります。憲法が一国の基本法である以上、その改正に際しては、国の独立と安全、国家国民の繁栄、さらには民族固有の歴史、文化、伝統を憲法に反映するよう、広汎かつ深遠な配慮が必要であります。しかし、このような配慮を占領軍に期待することは、極めて困難なことでありまして、日本側もこの点は涙を呑んで諦めざるを得なかつたわけであります。（共感の拍手）

占領下とはいえ、日本国憲法は帝国議会の審議を経て成立を見たのであります。とは申せ、わが国を支配する最高権力が、占領軍の掌中にある時の国会審議でありますから、占領軍に対し遠慮もあり、また、さまざまな憶測もあつて、自由かつ徹底した論議を期待することは、無理だったのでありまして、そのことは当時の議事録を見ても、十分察知出来るのであります。（場内しんとする）

あれから既に四十数年が過ぎ去った今日、今なお日本国憲法について、当然改正すべきであるとの主張に対し、改正すべきでないという主張が対立し、恰も国論を二分するが如き状態が、いまだに続いているのであります。（拍手）

申すまでもなく、憲法は重要な一国的基本法であります。憲法を中心にして、国民は一体であるという連帯感と、融和と協力の精神が生まれてこそ、はじめて憲法の憲法たる所以があるのであります。（そうだーの声、拍手）かく考えます時、この現状はまことに遺憾というほかありません。（拍手）

二、憲法全体の見直しこそ喫緊の急務

さて、昨年十一月、東西を二分していたベルリンの壁が、音を立てて崩れ去ったことは、今や自由民主主義体制こそ、人類の自由と平和繁栄のために、最もふさわしい体制であることを証言したものと言つべきで、われわれは、この点に深く思いを致すべきであります。（拍手）

世界もわが国も、ここ四十有余年の間に、目まぐるしく変わつて参りました。今日わが自衛隊の活動状況や、世界の移り変わりを見ます時、憲法第九条をめぐり賛否の争いを繰り返している時代は、既に過ぎ去つたというべきであります。われわれは、須らくこれを克服し、憲法全体を見直すため前進すべき時ではないでしょうか。（大拍手起こる）

かつて憲法制定国会において、野党代表の議員がいみじくも喝破したように、泣き言と哀調に満ちた憲法の前文をはじめ、独立国日本の将来を展望いたします時、天皇の地位の明確化、立法、行政、教育、宗教、財政など各般にわたり、日本国憲法には多くの検討すべき問題があるにもかかわらず、今日まで全く手がつけられないまま、専ら第九条のみに賛否の議論が集中していることは、極めて遺憾であります。世界の主要国は同じ戦後四十五年の間に、西ドイツは三十五回、スイスは五十三回、ソ連もまた五十三回、判例を重視するアメリカでさえ、五回も自国の憲法を改正しておるのであります。（拍手）

憲法改正こそは、国を若返らせ、民心を一新して大いに時代を刷新する、「世直し運動」でもあります。（拍手）今年の十年は、昔の五十年、いや百年にも匹敵すると言われるよう、世界は大きく、かつ激しく

変わりつつあります。わが国の政治も、また旧態依然のままであつてはなりません。（その通りの声！ 盛んな拍手起こる）

三、時代に即応した新しい憲法を！

政治改革こそ、まさに喫緊の急務であります。世界の平和と繁栄に、そして人類の幸せに大きくかかわりを持つに至つたわが国の政治が、世界に貢献し得るためには、旧来の陋習を打破し、大いに改革されなければなりません。そのためには、今や政治の基盤である日本国憲法が、名実共に時代に即応し、時代を刷新し得るよう、装いを新たにする時が来たのであります。（拍手）過去四十二年間、わが国の憲法が一回も改正されていない現実こそ、「いまだ戦後は終わらない」という嘆きでなくて何であります。（拍手）われわれは、大いに国民世論を喚起し、自主憲法制定に向かつて努力邁進することを誓つものであります。（大拍手）

最後に、本日の大会に青年学生諸君が多数参加されていることは、最も力強く、喜ばしく感ずるものであります。今秋は即位式が挙行されますし、今や平成の新時代に入りました。来るべき二十一世紀の日本は、まさに若い諸君の双肩にかかるのであります。諸君こそ国を愛する精神のもと、正しい国際感覚を身につけ、広い視野と深い洞察力を養い、時代を先取りして、よりよき憲法をつくるため研鑽を積まれ、われわれの期待に応えられるよう、心から希望してやみません。（盛大な拍手）

以上、所懐の一端を述べ、ご挨拶いたします。（拍手続く）

民族の歴史・伝統を憲法に！



衆議院議員、元運輸・労働・法務大臣
自民党基本問題調査会会长 長谷川 峻

連休にもかかわらず、かくも多数お集まり頂いた、皆様がたに心から敬意を表します。

私は、わが国がいろいろな政治問題において、国内でも外國に対しても、ことさらはつきりした所信を述べないところに、活気が失われる原因があるようを感じております。（拍手）たとえば、憲法を少しも信用しないような政党が、社会革命などを論じ、おまけにテロなどを支援しているにもかかわらず、「護憲、護憲」と声高らかに憲法擁護を謳つております。（拍手）

それなのに世間は、現行憲法があたかも定着したかのような感覚で、何とも思っていません。わが党にしても、政権を取つたとたん、「憲法改正などは致しません」と、マスコミずれした言葉を言う。（拍手）これは、皆さんにお詫びをしなければなりません。（拍手）

世界が今日のように、大きなうねりで揺れ動いているのは、第二次大戦で日本が戦争に負けたとき以来のことです。四、五日前の夜、天安門事件のテレビを見ておりますと、戦車が進んでくるのに、日本の過激派のように火炎びんを投げるわけでもなんでもない。ただ一人の青年が上着を脱いで、それを腕にかかえながら、戦車の行く方向に、右に、左に静かに動き、戦車をとめようとしている。全体主義の国において、軍が戦車を使って民衆を弾圧するのもけしからんが、それにしても若い人達が、そこまで意を決して抵抗していく意欲には脱帽の外ありません。国は異なつても、そうした人達の意欲が、世界における大きな変化を生みだしたと言えるのではないでしょうか。また、ベルリンの壁があんなに簡単に破れて、東ドイツの人達が西ドイツに歓呼の声をあげながらなだれこむ、それを西ド

を着た軍楽隊の演奏と共に、星条旗が揚がる。ここ日本の東京のど真ん中に、アメリカの国旗です。今に見ておれ、俺の目の玉の黒いうちに、必ず日の丸の旗を東京に揚げてみせる！ その時に、こう決心しました。（拍手）

私は文部政務次官の時に、われわれが外国旅行をすれば、行く先々の国では、自国の旗とともに必ず日本の国旗を立てて迎えてくれる。パーテイーのテーブル上にも、小さな日の丸を飾つて歓迎してくれる。どうだろう、日本も国会議事堂に国旗を揚げようではないかと提案したんです。はじめの頃は野党の諸君から、日の丸の旗には南京入城の血の匂いがするなどと、反対の声が出ました。しかし、毎回いうものですから、どうとう賛成をしてくれて、昭和三十八年から総理官邸初め各官庁と衆参両議院にも日の丸が揚がりました。そして今日まで続いているのです。（拍手）

皆さん、一週間ほど前の新聞に、終戦以来地方から皇居の清掃奉仕に来た人達は、百万人を越えるという記事が出ておりました。その百万人のさきがけとなつたのは、昭和二十年十二月八日に、戦災で皇居が荒れ果てているというので、せめて草刈でもと、東北地方から駆け付けた六十七名の青年男女でございます。実はその中に私も加わっておりました。皇居のまわりにも、赤旗がひるがえるような時代で、国民はすっかり虚脱状態です。そんな中で、せめて皇居の清掃作業を通して、日本人の心を伝えていきたいと入つたんです。そして、アメリカ大使館の庭では、白い服

考えて馳せ参じたのでした。

日本は古来農の国といわれておりますが、それは米が穫れるということからです。粟や、どん栗、貝などをあさつた古代においては、日本民族は慢性飢餓状態でした。それが米によつて救われたわけです。ところで、今、どんな財閥の当主も、自分で田植えもしなければ、稻刈りもしません。しかし、御皇室は、ご承知のようにご自分で田植えをされます。ご自分で稻を刈られます。そして宮中の賢所において、先祖に対しても祭りをされます。その一つが、この度の大嘗祭であります。（拍手）

皆さん、われわれ日本民族は二千年以上にわたつて、農耕の中に生きてきました。農耕の作業の中で、部落の長は部落民を助ける。相互扶助の生活の中で、喜びと悲しみを分かち合つて生きて行く。こんな小さな民族が長い歴史と伝統を培い続けてこられたのは、こうした連帶の心の支えがあればこそではないでしょうか。（拍手）今の日本は、重工业も盛んならハイテクノロジーも世界に先駆けております。しかし、その基本にわれわれが伝統的に培つてきた力があればこそ、工业の面では世界に冠たる製品を生み出す。サービスの分野ではアフターケアを徹底してやる。その実績の積み重ねによって、いつの間にか、世界で一、二を争う経済大国になりました。こんな国がどこにあるでしょう。（拍手）

●推進委員長挨拶

さうした中において、この憲法改正の問題は、お互い国民の問題でございます。一つの新しい時代を迎えるためには、避けて通れない重大な問題であるという認識のもとに、われわれは決意を新たにして、大いに推進して行こうとしているわけでございます。（拍手）

日本のあるべき姿の基本の確立とともに、国民に公なる

憲法改正は夢ではない！

自主憲法期成議員同盟推進委員長
衆議院議員

戸塚進也



地球は大変せまくなつたと思います。私は昨日のこの同じ時間には、カンボジア国境の、出来てから十二年たつといふタイの難民キャンプを訪れておりました。そこでキャンプより知らない子供達や、両足を切斷されて運び込まれた若い兵士の姿などを、見て参りました。大使館の書記官の話では、最近は難民が海賊に財産を奪われた上、船を沈められてしまつて、海に投げ出された人達が、海賊船のスクリューに巻き込まれ皆殺しにされるという惨事が、日常茶飯のように行われているそうです。日本のマスコミは、もつとこういうことをわれわれに報道してもらいたいと思いました。（拍手）その難民がなぜ出来るかと言えば、それは共産主義や社会主義の間違つた政治にあるからだということを、私達は絶対に忘れてはならない（大拍手）、と痛感する次第であります。

今、民族の伝統ということを申しましたが、その中にはやはり抨む思想、崇める思想があり、これが大事なんです。

日本ではマホメットやキリストの前から、陛下を崇め、神を抨む思想がありました。だからこそ、お盆などには、誰に言われなくともふるさとへ墓参に帰る。これが、日本人の伝統であり精神文化で、それを持ちつづけるように努めることができます。政治改革は是非やらねばなりません。それにだからこそ、政治改革は最高の政治であると思います。（拍手）

いま自由民主党はさまざま不評にさらされています。私は、自分の肉を切り、血を流して自浄作用をすることです。

だからこそ、政治改革は是非やらねばなりません。それに私も党改革委員会の委員長として、一身をなげうつ覚悟で務めさせて頂いております。（拍手）

そうした中において、この憲法改正の問題は、お互い国民の問題でございます。一つの新しい時代を迎えるためには、避けて通れない重大な問題であるという認識のもとに、われわれは決意を新たにして、大いに推進して行こうとしているわけでございます。（大拍手）

日本のあるべき姿の基本の確立とともに、国民に公なるものに対する関心がなければ、生きて行くことは出来ません。その意味でも、ご来会の皆さんには、深甚な敬意を表すると共に、共々に一翼を担つてこの運動に邁進しようではありませんか。これをもちまして、自由民主党を代表してのご挨拶といたします。（大拍手）

さき程から大嘗祭のお話が出ましたが、私は日本人と手の文化について考えずにはいられません。日本人は二本の箸を使って物を食べる、世界の中でただひとつ民族です。お米を大切にし、お米を命の糧として生きてきたのが、私達大和民族であります。（拍手）そこで、手に関連する熟語を挙げてみると、勝手、手間、手形、手違い、手当と、たちどころにいくつでも頭に浮かんできます。その二本の箸を器用に使う日本人の手から、コンピュータが出来、ロボットが生産され、私達は今や世界中で一番幸せな生活をしているわけであります。もしも、この日本の箸の文化を否定したり、大嘗祭をおろそかにしたりすれば、日本人族は滅亡すると考えなければなりません。（拍手）

さて、私が住んでいる静岡県には、静神バイパスというのがありますが、数人の人達が土地を売つてくれないため

に、全通しないまま二十年もたってしまいました。このことを考えますと、個人の権利だけが優先され、公の立場、社会の福祉がおざなりにされていいものか、どうか。土地についても、ある程度は主権の制限ということも考えざるを得ない。（拍手）わけで、しかし、現行憲法のままでは、それも果たしてどの程度までやれるか、甚だ疑問でござります。（拍手）この二月に総選挙がありました。その時に最高裁判所判事の国民審査が行われたわけですが、ほとんどの人気がわけも分からぬままに投票された筈です。何でこのようなことをしなければならないのか。申すまでもなく憲法に書いてあるからです。もう少し合理的に、選べる方法はないものかという、国民の不満もまた、大きな世論の一つではないでしょうか。（拍手）

次に政治改革に関連しまして、国会における二院制度が問題になつております。私がこの会場で、昨年も申し上げましたように、予算は衆議院で、決算は参議院で審議するというように、両院の機能をはつきり分けたらどうでしょうか。あるいは、政府の任命権については、全部参議院に任せたらどうでしょうか。それぞれが独自の権能を持つ両院制度こそ、本当の意味での立派な制度ではないかと考えております。（拍手）しかし、現行憲法がある限り、そういう理想は達成できません。本当の国会のあり方を目指すためにも、憲法を正しく改めて行く必要があると思います。

最後に、現在の与野党勢力の分布を見ると、三分の一の国会発議はとても無理だという声があります。しかし、お隣の韓国では、二十一世紀に向けて、眞の国際社会の中の日本として果たすべき役割も大きくなつております。そのことを憲法にしっかりと明記する必要があるのではないか。（拍手）このように考えてみると、今までの憲法の果してきた役割は、それなりに立派なものであつたと評価しながらも、新しい二十一世紀に向けて、眞の国際社会の中の日本としてあるべき姿を、自主憲法の制定という形で、内外に宣言することが国民的な課題でもあると、かようにお訴えしておきたいと思います。（拍手）

（拍手）そればかりではありません。人口としては、四十分の一にしか過ぎないわが国が、地球上の十分の一の経済力を持つ今日になりました。したがつて、国際社会に対しても果たすべき役割も大きくなつております。そのことを憲法にしっかりと明記する必要があるのではないか。（拍手）このように考えてみると、今までの憲法の果してきた役割は、それなりに立派なものであつたと評価しながらも、新しい二十一世紀に向けて、眞の国際社会の中の日本としてあるべき姿を、自主憲法の制定という形で、内外に宣言することが国民的な課題でもあると、かようにお訴えしておきたいと思います。（拍手）



選挙制度の改革について

●発表
法学博士・慶應大学法学部教授 小林 節

最近、選挙制度審議会の答申が出まして、それについての賛否両論がいろいろ行われています。私としては、この議論をきちんと突き詰めて行けば、最終的には憲法を改正するしかないというように理解しています。（拍手）

そこで、まず、何のために選挙制度を改めるのか、もう一度、確認をしておきたいと思います。

第一に、選挙というのは、民意を正しく永田町に反映する仕組みでなければいけない、歪んだ鏡であつては困るということです。第二に、当たり前のことです。永田町で政策論争ができるような選挙制度にして欲しい。第三点として、永田町で利権の売買をさせない。この三つです。

そのために、選挙制度はどうあるべきか。まず、第一にそれぞれの選挙区から一名しか議員を出さない、小選挙区制を主にします。これは、現状に対する反省からくるわけ

で、今の中選挙区という名の大選挙区制では、一つの政党で複数の候補を立てますから、政策上の争いが全くありません。そうなると、有権者に候補者個人の魅力を売るしかない、要するにサービス合戦のためのネットワークを作るので、大きな金がかかります。したがつて、永田町で利権漁りをすることにもなりますし、それで決着がつくので、政策を論議する時間も必要もないことになります。そして、国会においても重要な国策の論議がなおざりにされます。要するに、永田町には人材はいるんですけど、肝心の脳みそが存在しないようになつてしまふわけです。

（笑声・拍手）

小選挙区制ですと、必然的に党内で公認候補を一人にしぱつていく、変なお金も集められない、使わなくともいい

仕組みが用意された上で、全国一律の政党同志の政策論争に入つていくことになります。当然無駄金もいりません。利権漁りも不要ということになります。と、同時に政策論争ですから、いい加減な候補者では失格になり、政治家の粒も揃つてくるでしょう。

ただし、例えば五十一パーセントの票を取った政党が一議席、つまり百パーセントの議席を獲得するわけで、これには少数派切り捨てという面もあります。私自身が指摘した歪んだ鏡になりかねません。それについて、私としては次のように考えています。まず、政策は大いに論じてほしいけれども、それと同時に、きちんと決めて、実行して欲しいわけです。これまで論じるだけで終わってしまう、いわばサボタージュもあるわけで、それでは困る。また、一回選挙の結果が出たら、それが永遠に続くわけではないのですから、政権を与えたらとりあえずやり易いように、つまり勝った方と負けた方が大きく差がつく、そういう制度の方が政局運営はやりやすい。そしてその政権のやつたことが悪ければ次の選挙の時に批判票を行使すればいいので、ある程度大きな差をつけた方が、世の中が動くという理解があるわけで、米英両国などは、それをやっています。つまり、そういう形で動かすことになりますと、負けた方はどうなるか。例えば四十九パーセントの得票では議席が得られません。いわば死に票の問題です。ところが、試し

てみると、そうした感情は無視して、利害とは無関係に、歴史的な行政区画を基準にしてきめないと云いません。それが、なぜ出来ないのか。憲法四十七条で、選挙制度は国会の専権になつてゐるからです。これはもう、古今東西の先例を調べるまでもなく、国會議員に選挙制度を委ねたら、ろくなことにはならないんです。国會議員といえども人間であり、また、大変特權的な地位でもあつて、ことに男としてやり甲斐のある仕事のようですから。（拍手）

第三者機関を作つて、選挙制度の区割りとか、時代状況に応じての調整をやつてゐる「選挙制度審議会」にしましても、「権威ある」という前提で立派な学者を揃えていますが、永田町では少しも尊敬されていません。それは権限の問題があるからです。つまり、第三者機関が、なぜ機能するかというと、第三者機関が現実の政治家たちに気兼ねせず、何でも決められるからこそ権威があるわけで、諸外国の例に見るまでもありません。したがつて、これは憲法第四十七条を改正して、選挙制度の確定、そして修正の権限を、国会から独立した機関の、終局的な権限として置かないで駄目だということになりますので、これは必然的に憲法の改正につながる話なのです。（大拍手）

つまり、選挙制度の改革を題材にして、憲法改正運動をやつてみたらしいのではないか。（拍手）

アメリカ占領軍から無理矢理押し付けられたことに関し

あの答申にもありましたように、残された問題は、区割りなどで、現職の政治家が「俺だけは落選しないようにして欲しい」と、みんなで言いだすと大変な事になります。

つなんかに野党もこだわってはいられません。自民党に对抗できるだけの勢力を結集しなければなりませんから、おかしなことを言うのはやめて、現実的な政策を取らざるを得なくなります。そこで、初めて大野党連合が出来て行くのではないかと思うわけです。

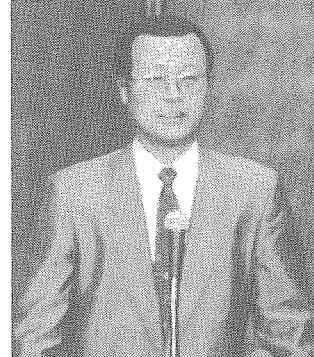
これに対する対策としては、制度で変えられるべきものではない、という意見もありますけれど、ああまで硬直してしまった今の野党などは、制度ででも追い込んでいかないと更生は無理なのではないでしょうか。むろん、比例代表制とは違ひ、小選挙区制というのは、多数派に多少有利に働きますから、少数派にとつては好ましくないということもあります。ですから、そこに比例代表制を併立することによって、数は少ないかもしれないが、少数派の議席も確保されるようにならいいのではないか。全く議席がなくなるのとは違つて、これはお互にとつて、大きな効果が期待できるように思います。

そういう意味で、現状を改革しなければ、という前提で行く限り、私は小選挙区制を主とし、そこに比例代表制を添えるという、選挙制度調査会の今回の答申が、もつとも賢明な策であると考えています。

ては、われわれは戦後生まれのせいもあって、それほどの被害者意識はありませんが、他方、社会主義を信奉する人達が、日本国憲法を神棚に祭つて、「護憲、護憲」と併んでいます。これは被害者意識と信仰のぶつかり合いで、横から見ていますと、誠に情けない話です。議論が一向にかみ合わないわけですから。そういう不毛の論議に参加する気は、私としてはありません。

それよりも大事なことは、われわれは確かにこの国に生きていますし、われわれが主(あるじ)だということです。何故ならば、すべてのものに責任をとらされているんですから。われわれが幸福になることが、憲法の目的であるならば、その小道具の一つにしか過ぎない憲法などは、われわれの生活の便利のために、つまりは政治改革のために、自動車のモデルチェンジのような感覚で、使い勝手のいいように変えて行く。いうなれば、気分に応じて変えていくようなな感覚のもとに、憲法改正にチャレンジしたらいいと、私は思います。(拍手) そのために、今回の政治改革というのは、よいきっかけであるという気がします。(拍手)

無論、ここまでは学者の繰り言でありますし、しばしば「お前は永田町の現実を知らん」と言われてしまふ。しかし、どうしたらいいかという点について感じていることを申しますと、現職の議員の先生方は、俺だけは落ちたくなないと考えておられるようですが、幸い、自民党と政府首脳



●発表

政治改革の具体案

憲法学会理事・駒沢大学法学部教授

竹花光範

一、国会議員の就任宣誓義務規定を設ける

自主憲法を制定しようというわれわれの運動は、十数年前から、現実的な実行可能な改正案をかけて、運動方針の転換を図つてしましました。いうなれば、全面改正のための一里塚を作つて行こう、時代に即応した改正提案をすることで、一部国民にみられる改憲アレルギー症状を解消させよう、という狙いでございます。(拍手)

その手初めに第一次憲法改正試案として二十五項目の改正案を提案いたしました。その後も数年前に財産権の条項の改正案を含めた四カ条からなる改正案を世に向つております。そして、今回は、政治改革のための改憲案の提起ということになつたわけです。(拍手)

陣は、政治改革に体を張るようなことをおっしゃつています。私は、国民の一人として、その言葉をしかとつかまえ、どうぞ体を張ってくださいと、きびしく監視をつづけようと思つています。(拍手) このことは、やはり政権を握つている自民党に責任があるわけで、もしも今回も自民が期待を裏切つたら、神頼みではありませんが、第二のリクルート・スキヤンダルでも起きて、永田町全体が、もう一度自信を失うとよい。この間の参議院選挙の前後はとてもいい雰囲気でした。(拍手) 政治家があんなに謙虚になつたのを見たことがありません。(拍手) ああいう状況がもう一度来て足腰立たなくなつた時に、世論という名でマスコミを総動員して、永田町を無視して押し切るというような歴史的出来事が起こらないものかと、勝手な夢を見ております。(拍手) さて、最後の言葉になりますが、われわれ一般市民は、主権者国民でありますから、そういう意味では、どんな時代でも筋をきちんとつかんでいないと、事に臨んでわれわれが発言していく基準がなくなります。したがつて、その基準は、本来制度改革はこうあるべきだ、そして、それは憲法改正につながる。そして、そのことは永田町の人達が、その気になりさえすれば出来る。それなのに彼らはやらない。そこに問題がある。何とかしてやらせたい、というような認識を、出来るだけ多数で共有しておきたい、と思うわけです。(大拍手)

は全くの誤解でござります。さきに今上陛下が、「朝見の儀」のお言葉の中で、「現行憲法を順守する」旨をおせられたのをとらえまして、一部の野党やマスコミが、新陛下は護憲派の立場をとられたのだから、憲法を改正する根拠は失われた という論評をいたしましたが、これは大変な誤りです。憲法を守るという事は、天皇に限らず、総理大臣、國務大臣、国会議員、すべての役人はもとより、一般の国民にとつても義務であるわけです。その意味では、陛下は当然のことと言われたに過ぎません。現行憲法を守りながら、一方で、不都合なところは改めていくというのは当然のことで、だからこそ日本国憲法第九十六条には改正手続きの規定があるわけであります。（拍手）

二、国会議員の被選挙資格の制限

次に、第一点目ですが、国会議員の被選挙資格の制限に関する規定でございます。どういう制限を設けるかと申しますと、①刑事法上、有罪の判決を受けた者、並びに民事法上偽造、詐欺、横領、背任及び詐欺的破産などで有罪判決を受けた者。②選挙に関して、買収、強要、脅迫などを行つて、有罪の確定判決を受けた者は、その犯罪の行われた選挙区からは永久に、他の選挙区からは四年間立候補出来ない。③候補者の選挙責任者が、前項の行為を行つた場合にも示唆されております。（拍手）

三、国会議員の欠格事由についての規定

三番目は、国会議員の欠格事由に関する定めですが、次に列挙するような行為をした場合には、議員の地位を失うとしたらどうかということであります。（拍手）

まず、①として、公有財産を購入、または賃借すること。②は、国またはその機関と、土木請負契約、物品納入契約、または、その他法律が禁ずる契約を結ぶこと。③国または、その機関と契約関係にある當利企業の役員、または法律顧問となること。④国または、その機関を相手とする訴訟事件において、訴訟代理人、または弁護人となること。⑤第三者の利益を図るために、国または、その機関の事務の負担となるべき交渉をなし、または交渉をなさしめること。⑥正当な理由なくして、会期中三分の一以上欠席すること。六つの事由を挙げました。（拍手）

これも、全くのオリジナルというわけではありませんで、諸外国の憲法の規定を参考として、こうした定めを考えて

合は、その候補者は当該選挙区から選出される資格を四年間失う。というのが、その内容であります。被選挙資格の制限につきましては、公職選挙法に委ねることも考えられます。が、やはり国家の最高法規である憲法の中で、基本的なところは定めておいた方がいいのではないかと考え、提案する次第でございます。（拍手）

この案も、必ずしもわれわれのオリジナルではなく、議会制民主主義の先進国の憲法や、政治の現実に示唆されたものがございます。この法律が制定されるまでは、議会制民主主義の母国といわれるイギリスにおきましても、多くの腐敗行為があり、その対策として、この法律が制定されたという経緯があります。ご参考までに申しあげますと、イギリスでは、腐敗行為があつた場合「他の選挙区」からも七年間出られず、候補者の代理人が犯罪を行つた場合も、当該選挙区から七年間出られない事になつております。こ

れは、当時イギリスの議員任期が七年間であつたからです。今回、第四十四の二条として、「四年間立候補出来ない」とか、「四年間失つものである」としましたのは、現在の衆議院議員の任期に合わせたということであります。

その他、外国の憲法を見てみると、例えば、デンマーク憲法第三十条の一項には、非常に注目すべきことが定め

みたわけであります。中でも、最後の⑥ですが、現在は国会会期中に、全部欠席しても議員の身分がそのまま維持出来る仕組みになつているんですね。国会議員というのは、申すまでもなく、国民の代表として、国会において働くことがその任務であるわけです。したがつて、すべて出席するというのが原則であろうと考えます。（拍手）一日たりとも休んではいけません。しかし、病気にかかつたとか、外国に出張するとか、何らかの理由で出られないということもあるででしょう。そういう正当な理由もなしに、一年間欠席とか、任期中全部欠席しても議員の地位を維持出来るというのは不合理です。そこで、会期中三分の一以上欠席した場合は、議員の地位を失うという事にしたらどうかと、このように考えた次第です。（拍手）

四、両院合同会議創設の提案

最後に、両院合同会議に関する規定について申し上げましよう。国会の活性化については、いろいろな方策が考えられるわけで、各國の憲法を見ますと、そのための方法が随分盛り込まれております。例えば、「全国民代表制の明確化」なども、その一つであります。

日本国憲法の第四十三条には、「両議院は、全國民を代表する、選挙された議員でこれを組織する」という規定が

ございまして、国会議員は全国民の代表者であると言われております。しかし、どうも規定の仕方がうまくないために、全国民の代表であるという点がぼけてしまつて、両議院は、単に選挙された議員で組織されるんだというよりは読まれかねません。つまり、国会議員というのは、選挙区の代表者であるかのように、つい思われてしまうわけです。

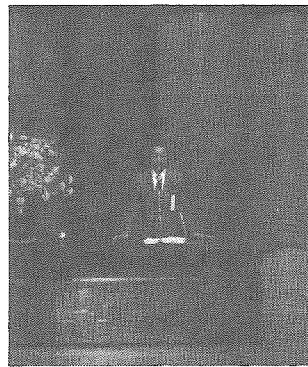
そこで、国會議員は国民全体の代表であるということを、憲法の条文ではつきり示す。そうすれば議員も国家的な視野で活動出来ますし、一般国民も認識を改めることになるでしょう。（拍手）

それから、現在通常国会は年一回の召集ですが、世界的傾向として、常会を年に二回開く国家が、圧倒的に多くなっています。また議員の任期を長くするというのも、世界的風潮です。と、いうよつたことで、国会の活性化については、いろいろの方策が考えられるわけですが、今回は現状に最も即した規定として、両院合同会議に関する規定を憲法に盛り込むことを提案したわけです。（拍手）

その内容は、①いすれかの議院の総議員の過半数の要求があれば、内閣は両院合同会議の召集を决定しなければならない。②両院合同会議は、両院の総議員の過半数の出席がなければ、議事を開き、議決することが出来ない。③両院合同会議の議事は、出席議員の過半数でこれを決し、可否同数のときは、議長の決するところによる。④両院合同

これが何メートルも上昇します。当然大変な被害が出るわけで、そういう地理的規模の問題を論議しなければなりません。万物の靈長である人類が、このよつたことで心配することは、誠に不幸なことです。（拍手）

そういう中にあって、日本は、あるいは日本人はいかにるべきかという、大きなテーマが与えられているわけでございますけれど、残念ながら一番大事な日本の国体を守るべき、また、これをしっかりと認識すべき御世代わりの時点において、徒に憲法の解釈論だけが横行して、宗教と政治がいつしょになつたらいいんだ、とか、あるいは農耕民族としての日本民族の原点である大嘗祭すらも、皇室の公的行事という方法をとらなければ、国家予算がつけにくいなどと申しております。その理由については、私はよく分かりませんけれど、かねてから私どもが主張するよつ



●発表 大嘗祭の象徴的意義

自主憲法制定国民会議理事長
前衆議院議員・元厚生大臣 森 下 元 晴

ご承知のように、世界は騒然としております。問題を大きくとらえてみると、問題点のひとつとして、左翼偏向のイデオロギーの時代が終わりまして、世界が一つの新しい秩序を求めながら、摸索を始めているように思われます。ソ連においてはついに大統領制がとられ、東欧におきましては、壮絶な歴史的実験の結果、社会主義・共産主義、つまりはマルクス・レーニン主義は決して人間を幸福にしなかつたという、まことに無残な結果が出てしまいました。（拍手）また、もう一つの問題は、人類が物質主義に偏りすぎまして、金を儲けることだけが価値のあることのよう考へ違ひをしてしまつた。金儲けのためなら自然破壊も辞さない。それが、現在言われております環境保全の問題につながつてゐるわけあります。（拍手）

あと三十年もすれば、地球の温度は何度か上昇して、海

会議は公開とする。秘密会の開催、会議録の保存、表決の記載については、第五十七条の規定を準用する。⑤両院合同会議は、その議長、その他の役員を選任する。と、いうことでござります。この両院合同会議、あるいは両院合同会という制度は、わが国では非常に馴染みのない制度ですが、実は、いわゆる二院制を採用している国家の七割を越える国家が、この制度を採用しております。

さて、これはどういう制度かというと、現在消費税をめぐつて、衆参両院が対立しておりますが、こうなりますと、重要問題がいつまでたつても解決出来ません。国政がテッドロツクに乗り上げてしまいます。そこで、両院議員が一堂に会して、そこで議論をして決めてしまおうというわけです。また、緊急を要する案件の場合、両院で別々に審議していますと、倍の時間がかかります。結論が出たときは既に手遅れであるかも知れません。そんな場合には、両院の合同会を召集すれば、一回で結論を出す事が出来ます。

こうして、二院制の持つ欠陥をカバーしようというのが、この方策であります。（大拍手）

以上、四つの点について、具体的な改正案を提出いたしました。

こうした現実的な改正案について、ぜひご理解の上、改正の機運を一層盛り上げて頂きたいと、お願ひを申し上げる次第でござります。（大拍手）

に、なぜ、堂々と国家行事にしないのでありますか。

(大きな拍手起る)

憲法において天皇制を認め、世襲制度を認めながら、その世襲制度にはつくるものである大嘗祭の問題すらも、政府はこのよつにばかりおるというが現状でございます。いうなれば、世界注視の真っ只中にある日本が、ピンボケの状態にあるわけで、これは誠に不幸な事であります。

そういう意味におきましても、ぜひ現行憲法をあらためなければなりません。なぜ改正しなければならないかといふ原点は、ここにこそあると私は思つわけであります。

改めて申すまでもなく、日本の歴史をひもといて見ましたとき、日本が行き詰った場合には、必ず天皇様がお出ましになる。それは、皇室の権力ではなく、天皇様のオーバリティでお出ましになって、この国に「活力」を与えてくださいました。大化の革新もそうです。明治維新もそうであります。そして日本のいわゆる権力が、主権在民の名のもとに議会制度に委ねられ、あの教育勅語に示されたように、日本の民主主義が明治憲法の下に始まつていったわけでござります。(拍手)

そういうことを考えましたときに、日本という国が神から授けられた大きな使命を、世紀末的現象に世界中があえいでいる今こそ、共産主義はもとより、すべての面で行き詰まっている今こそ、果たさなければいけないのでない

ございました。しかし、皇室の公的行事として行われることになつたのは、せめてものことと申せましょう。

時間がございませんので、大嘗祭についての私どもの考究の要点だけを申し上げますと、一、まず、大嘗祭は、「即位の礼と一体をなす」ものと考えられてきたように、天皇の地位継承の重要な儀式でござります。

二、大嘗祭は、憲法第七条第十号にいう国事行為としての「儀式を行うこと」に入ります。したがつて、本來ならば、当然国事行為として行われるべきのものでありましよう。

三、一部の野党などは、大嘗祭については明文の規定がないと申しますが、現行法例第二条に「公の秩序又は善良の風俗に反しない習慣は、明文の規定がなくとも、法律と同一の効力を有する」旨の規定があり、大嘗祭は立派な「習慣」ですから、明文の規定のないことは、いさきかも妨げになりません。

四、また、大嘗祭は「古式」であつて、宗教行為とどるべきではありません。「衣冠束帶」姿を短絡的に神道ととらえるのは誤解で、古い時代は絵巻物で見るようになります。公式にはすべて「衣冠束帶」姿でした。歴史的にみましても、神道が今日でいう宗教性を帯びるのは、江戸中期以降ですから、今日における神道の宗教性を

だらうかと痛感いたしました。(拍手)

私の郷里は四国でありますけれども、昨年の参議院選挙におきましては、本土との連絡橋の問題を掲げて立候補した自民党候補者は、四人とも全部落選いたしました。有権者の気持ちは、行政的に橋がかかるからとか、道路が整備されるからとかいうような次元の低い問題だけに関心があるわけではないと、いうことが、これでハッキリしたわけでございます。単に地元の利益だけという認識は、すでに見て過去のものであると申さねばなりません。(拍手)

そういうことも考え、われわれはもつと勇気をもつて、憲法改正や大嘗祭の問題に取り組むべきであります。いわゆる大嘗祭というのは、日本人が日本人であることを、改めて認識するための大きなチャンスでございます。もともと、皇室制度を守ることが、ひいては国民のためになる。國のためになるという、国民の知恵によって皇室の制度が存続されたのでございます。こういう日本固有の基本的な原理と申しますか、国民のコンセンサスの下に形成された脈々たる精神を、一部の政治勢力のために曲げられることは、誠に残念なことでございます。(拍手)

私どもは「大嘗祭を国事として行う法的論拠」九カ条をまとめ、昨年の十二月に海部総理あてに提出いたしました。しかしながら、すでにご承知のように、政府はついに国事行為として行わないという方針を改めず、まことに残念でございます。(拍手)

もつて、古代からの「古式」を云々するのは、逆立ちの論理と申すべきであります。

五、かりに、百歩譲って、大嘗祭の方式が「古式」ではなく、「宗教」であるとしましても、憲法上のいわゆる「政教分離の原則」について、学問的に正しく理解すれば、現行憲法には違反しないことが分かります。なぜならば、欧米先進諸国では、過去の宗教戦争の苦い経験から、「政教分離」とは、「国家の中の政治権力組織と、宗教権力組織との癒着によつて、信教の自由が阻害される場合を禁する原理」であるというのが常識だからでございます。

と、以上のようなことになります。(拍手)

今年十一月の大嘗祭のときには、おそらく世界中から各國首脳が、あの大喪の礼のとき以上に、日本に集まつてこられるでしょう。そういう方々にも恥ずかしくないよう、由緒ある「古式」に則つて立派に行つてもらいたいと思ひます。(拍手) 本来ならば、国を挙げての国事行為であるべきであつたと、もう一度繰り返して申し上げておきます。

(拍手)

私どもとしましても、日本という国の国柄がよつて立つ原点に立ち返りまして、大嘗祭の持つ象徴的な意義について思いをいたすべきではなかろうかと、かように考える次第でございます。(拍手続く)

大 会 決 議

(大会決議)

司会者 次に、大会決議に入りたいと思います。では決議案の朗読を、大会実行委員の山本幸彦さんにお願いいたします。

一、現行憲法は、四十数年前、占領下で作られたものである。時代は日進月歩で変化しており、もはや多くの点で現実と合わなくなっている。我々は、いまこそ憲法を改正して、民心を一新し、健全で活力ある新しい日本を建設することを提唱する。

一、政治改革は、国民がひとしく望むところである。我々は、国会および政党に、政治不信を払拭するべく、諸外国の例に倣い、議員就任宣誓義務、被選挙資格の制限、議員欠格事由、ならびに両院合同会議に関する規定を、憲法に盛り込むよう求める。

一、わが国は、一貫して、皇室を民族統合の中心として発展してきた。我々は、即位式と大嘗祭が一体不可分のものであるとの認識に立ち、大嘗祭が古式に則つて行われるよう求める。

右決議する

平成二年五月三日

第二十一回自主憲法制定国民大会



●閉会の辞

大会運営委員・前参議院議員

堀江正夫

憲法改正なくして 日本の繁栄なし

本日の大会には、多数の来賓の皆様、各界各層を代表する皆様方、さらに次代を担つて頂く若い沢山の方々がおいで下さいまして、終始熱心にご参加頂いたことは、最大の感激でございます。心から厚くお礼申し上げます。(拍手)

また、各先生方からは、大変貴重な、かつ有益なお話を承ることが出来ました。皆様と一緒に、あわせて厚くお礼申し上げます。ありがとうございました。(拍手)

日本は戦後の廃墟の中から、国民の叡智と努力によって、今日の繁栄をかちとつて参りました。しかし、今、世界が激しく揺れ動く中であって、大きな岐路に立たされております。日本が経済大国、国際国家として、光輝ある歴史を将来に向かって維持発展させるためには、われわれがなさなければならぬことが山積しております。今こそ、遠い将来を見通し、広い視野に立つた、本当の意味での国家戦略を打ち樹てるべき時であると思います。(拍手)

かつて「戦後政治の総決算」ということが言われましたがが、行政改革などに見るべきものがあつたに止まり、教育の問題、防衛の問題などをはじめ、重要な課題は中途半端に終わってしまいました。それは、やはり基本に現行憲法の問題が横たわっているからでございます。(拍手)

私は、この長期戦略樹立のためには、憲法の問題を避け通ることは出来ないと考えております。(拍手) そのような意味におきまして、今日の大会は非常に意義の深いものがあつたと感ずる次第でございます。日本が悠久の发展を遂げ、また、世界に貢献する国家として存在を維持するためには、憲法の改正なくして、それを望むことは出来ません。(拍手) 今日を契機に、さらに憲法改正に対する理解を深められ、その機運の醸成に、とともに努力して参りたいと願う次第でございます。これをもちまして、閉会といたします。ありがとうございました。(大拍手続く)

司会者 ただいま朗読いたしました決議案を、今大会の決議として採択することに、ご異議ありませんか。(盛大な拍手) ありがとうございます。万雷の如き拍手をもって、大会決議はここに採択されました。

なお、この決議には自由民主党に対する要望も含まれておりますので、本日ご出席の自由民主党代表者の長谷川峻議員から、のちほど自民党本部へご伝達頂きたいと思います。(大拍手)

編集後記

去る五月三日、千代田区公会堂にて開催いたしました「第二十五回自主憲法制定国民大会」は、終始熱氣溢れる満席の盛況裡に、無事終了いたしました。

これも、心ある皆様方の御熱意と御芳情によるものと、執行部・事務局一同、心より厚く御礼申上げます。

なお、気運上昇の折柄、この運動に一層の御理解・御尽力を賜りますよう御願い申し上げます。

平成二年六月吉日
主催 自主憲法制定国民会議

会長 木村睦男 森下元晴
理事長 森下元晴
世話人、役員一同
主催 自主憲法期成議員同盟
会長 木村睦男 戸塚進也
推進委員長 戸塚進也
常任理事、役員一同

▼五月三日の大会は、昨年と同じく千代田区公会堂にて開催しました。

この日は、大型連休の中日で、天気も悪いとの予報でしたので、果たし

てどの程度聴衆が来られるか心配し

ましたが、開会前から参会者が続々と詰めかけ、会場の一・二階とも満席となる盛況で、主催者一同、自主憲法制定運動へ寄せる国民の皆様の関心の深さに感動いたしました。

▼また、大会参加者も、若い人の比率が年々増え、今年も、参加者の約八割が若い人々で、学生さんが熱心にメモをとる姿もあり、若い人々もいよいよ自覚めてきたかと頼もしく、大いに意を強くいたしました。

▼大会は、この春、理事長に就任した森下元晴前衆議院議員の格調ある開会の辞に始まり、木村睦男会長のこの運動に対する信念の披瀝があり、統いて、外遊中の小沢一郎幹事長に代わり、自民党長老で党基本問題調

査会長の長谷川峻衆議院議員が自民

党を代表して挨拶、また当団体の推進委員長の戸塚進也衆議院議員も、外遊の合間に縫つて駆けつけ、熱弁をふるわれました。

▼学者お二人をはじめとする発表も説得力があり、内容があつたと思います。決議の読み上げや閉会の辞も力強く、よい締め括りでした。

▼大会後、当日お世話を下さった方々の慰労を兼ね、森下元晴先生の理事長就任パーティを行いましたが、これも大層盛り上がりました。（清原）

憲法	第二十五回国民大会報告号
発行日	平成二年六月三十日
編集	事務局長 清原淳平
発行人	自主憲法制定国民会議
発行所	〒104中央区八重洲二十六一六 北村ビル3F
電話	五〇二一五〇四一番
振替	東京六一二二八七九
定価	三百三十円（送料七十二円）



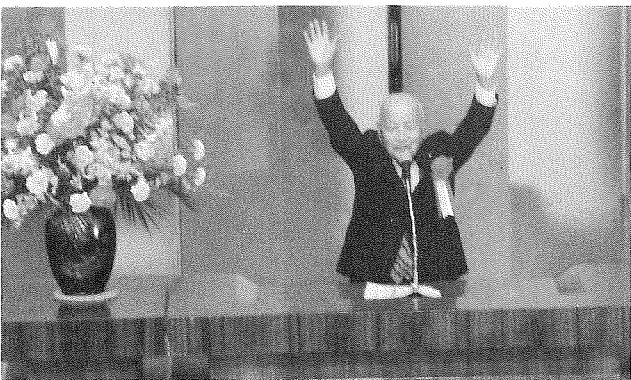
▲各部署の責任者と入念な打ち合わせ。



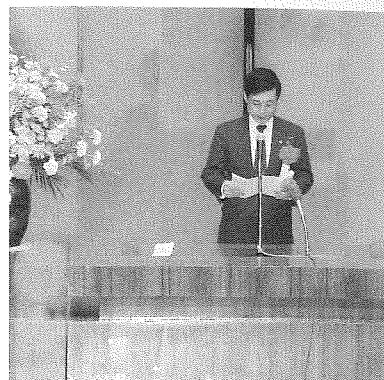
▲今回はさらに若者達の姿がふえた。



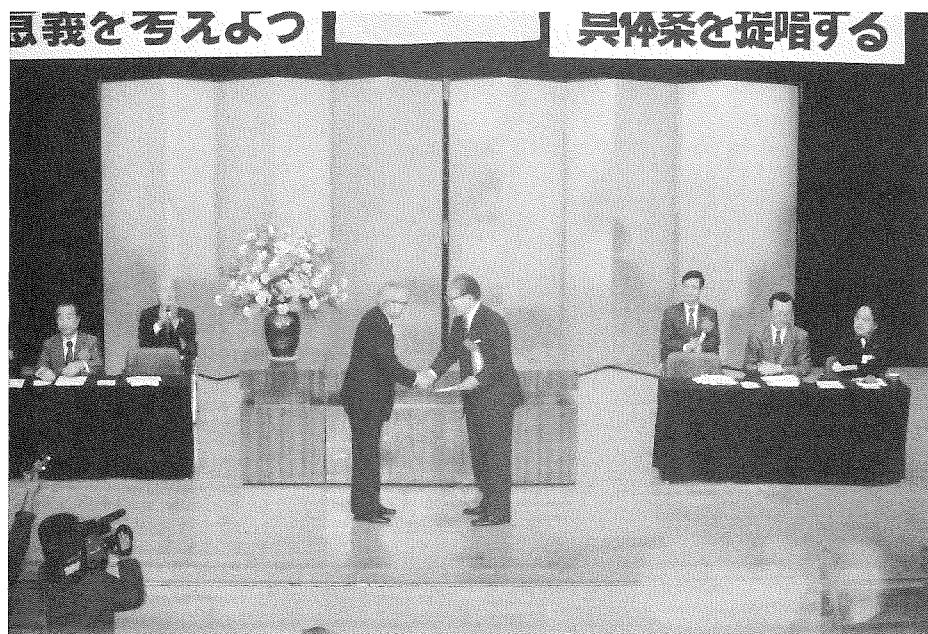
▲ピアノ伴奏の鈴木昌子さん。



▲福井勇元衆・参議員が万歳三唱の音頭をとる。



▲力強く大会決議文を朗読。



▲満場割れんばかりの拍手のうちに、大会決議文は、木村睦男会長から、
長谷川峻自民党代表に手渡された。



▲司会の清原淳平事務局長。



▲閉会後、森下元晴自主憲法制定国民會議理事長就任祝賀パーティが開かれた。



▲上・発表を行う小林節慶応大学教授と、下・竹花光範駒沢大学教授。



▲登壇の順番を待つ諸先生。